

平成23年8月26日（金）

8月は「道路ふれあい月間」です

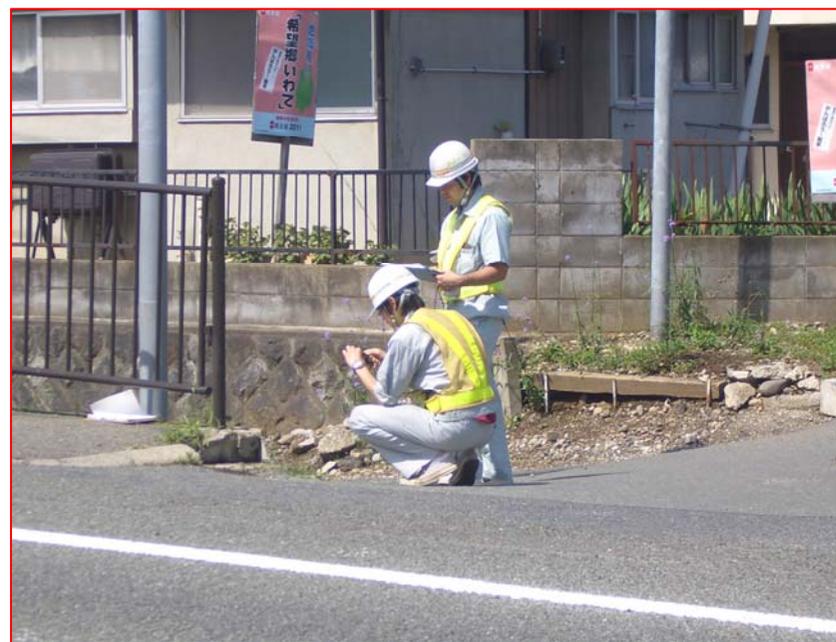


国土交通省 岩手河川国道事務所

盛岡西国道維持出張所

# 国道46号の道路安全点検と 不法占用指導を行いました

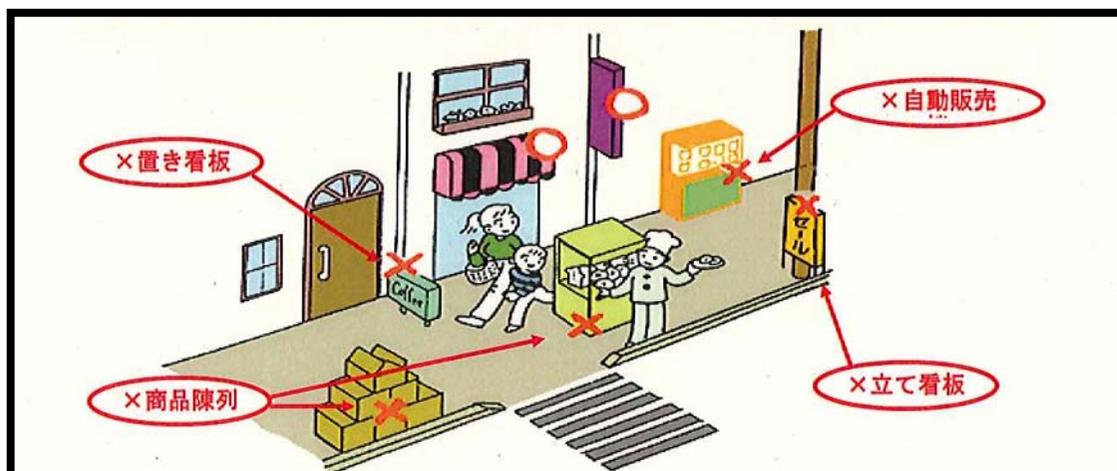
これは8月の「道路ふれあい月間」の一環として実施したもので、国道46号の盛岡市上田～稲荷町までの区間で、歩道や車道等を徒歩で点検しました。また、のぼり等の不法占用物件の指導もあわせて実施しています。



今回の点検では危険箇所はありませんでしたが、これからもパトロールなどにより道路を安心して利用出来るように努めていきます。

# 道路の正しい利用について（お知らせ）

道路（歩道などを含みます）は公共の施設です。  
個人の営業のためなどにより、歩道上に物を置くことは、美観の阻害はもとより、歩行者の通行に支障を及ぼします。



## 【解説】

道路は一般交通の用に供される**公共の施設**です。

道路敷地では**私権**（営業のための行為など）を**行使**することは**出来ません**。  
（道路法第4条）

**車道や歩道上に物**（**広告看板**や**商品**など）を**放置**することも**禁止**されています。  
（道路法第43条）

これらの**違反者**に対しては**罰則**が適用されることがあります。  
（道路法第100条第3号：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

● 「置き看板」  
● 「のぼり旗」  
● 「商品の陳列」  
は禁止されています。

占用申請については下記までご相談ください。

みどころ 盛岡西国道  
たくさん! たくさん!  
ヨロク! 維持出張所

国土交通省 岩手河川国道事務所  
盛岡西国道維持出張所  
岩手県岩手郡滝沢村大釜字小屋敷8-7  
TEL: 019-687-5888

ホームページURL : <http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/nisikoku/index.html>